

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (7)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

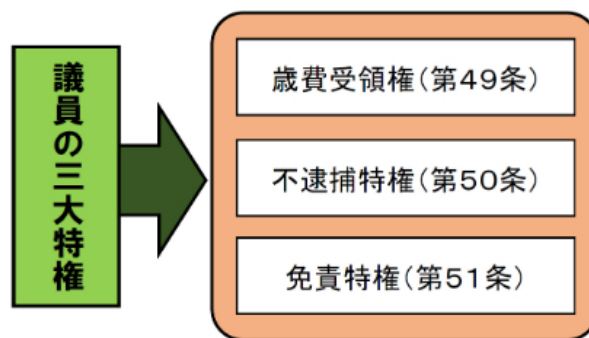
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第4章 国会 (7)



#### 憲法第五十条 【 議員の不逮捕特権 】

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

#### 説明概要

近代国家では、君主の持つ行政権による議会への妨害から議員の職務遂行を守るために近代議会制と共に誕生したものです。今日では、政府、警察・検察という行政権から、国会議員という立法権の担い手を守ろうということ、議員の活動と身体を自由を保障しています。ただし、例外規定(国会法第33条)があり、①院外における現行犯逮捕の場合、②議院の許諾がある場合は、逮捕が許されています。

#### 第五十一条 【 議員の発言・表決の無責任 】

両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない

#### 語句説明

①表 決・・・議案に対して、可否の意思を表すこと。

#### 説明概要

両議院の議員は、議院で行った演説や討論、表決について、原則として法的な責任を負いません。ただし、負わない責任は法的な責任であって、政党から処分されたり、社会的批判の「政治的、社会的」な責任は別です。なお、地方議会の議員には、このような免責特権はありません。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

傾聴

>>一覧へ戻る

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.